



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 兼 房 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 渡 邊 將 人
(コード番号 5984 東証・名証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 山 川 寿 康
(TEL. 0587-95-2821)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 67 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります(変更案第32条)。なお、取締役の責任免除の規定(変更案第32条)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) その他所要の変更を行うものであります。
なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者、議長および招集通知)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、12名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)</u> は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において</u> 選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者、議長および招集通知)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>	<p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名をする。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p>
<p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (員 数)</p> <p>第 30 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u> (選任方法)</p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会の決議により選 任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。</u> (任 期)</p> <p>第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に 終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会終結のと きまでとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補 欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期の満了す るときまでとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 <u>当社は、取締役会の決議によって、 取締役（取締役であった者を含む。） の会社法第423条第 1 項の賠償責任に ついて法令に定める要件に該当する 場合には賠償責任額から法令に定め る最低責任限度額を控除して得た額 を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は取締役（業務執行取締役等で あるものを除く。）との間で、会社法 第423条第 1 項の賠償責任について法 令に定める要件に該当する場合には 賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に基 づく賠償責任の限度額は、法令の定め る最低責任限度額または当該契約で 定める額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 33 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第 38 条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期日を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名をする。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 41 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 40 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当会社は、第 67 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上